

# 令和8年熊本市はたちの記念式典 交通誘導及び雑踏警備業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年熊本市はたちの記念式典交通誘導及び雑踏警備業務

## 2 目的

熊本市が主催するはたちの記念式典参加のために来場する対象者等を、会場及びその周辺において安全に誘導するとともに、一般通行人及び車両等の混雑を緩和し、事故を未然に防止するため、交通誘導及び雑踏警備業務（以下「業務」という。）を委託することにより、式典の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月12日（月・成人の日）

## 4 履行場所

熊本城ホール及び周辺道路等

## 5 式典開催日

令和8年（2026年）1月12日（月・成人の日）

## 6 配置人数・配置時間

名称	資格	配置場所	人数	時間	合計	勤務時間
警備統括 責任者	指導教育責任者	熊本城ホール及びくまもと街なか 広場全体	1	6.0	6.0	08:30~14:30
館外						
警備員	交通誘導2級	熊本城ホール周辺道路及びくまも と街なか広場全体※くまもと街な か広場、道路封鎖部分付近に配置 の10人は拡声器を装備（別図1 参照）	2	6.0	12.0	08:30~14:30
警備員	雑踏警備2級		1	6.0	6.0	08:30~14:30
警備員			26	6.0	156.0	08:30~14:30
サクラマチクマモト1F・2Fブロック						
警備員	雑踏警備2級	サクラマチクマモト1F・2F	1	5.0	5.0	09:30~14:30
警備員			3	5.0	15.0	09:30~14:30
熊本城ホール2F・3Fブロック（雑踏警備）						
警備員	雑踏警備2級	熊本城ホール2F・3F	1	5.0	5.0	09:30~14:30
警備員			6	5.0	30.0	09:30~14:30
熊本城ホール4F・5F・6Fブロック（雑踏警備）						
警備員	雑踏警備2級	熊本城ホール4F・5F・6F	1	5.0	5.0	09:30~14:30
警備員			6	5.0	30.0	09:30~14:30
サクラマチガーデン（雑踏警備）						
警備員	雑踏警備2級	サクラマチガーデン	1	5.0	5.0	09:30~14:30
警備員			2	5.0	10.0	09:30~14:30
総合計			51		285.0	

## 7 受託者の基準

- (1) 警備業法第4条の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から認定を受けている者、若しくは警備業法第9条の規定に基づき公安委員会に届け出を行っていること。
- (2) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守していること。
- (3) 身体上の損害や財物上の損害について、1事故につき10億円以上の賠償責任保険に加入していること。

## 8 配置警備員の条件

受託者は、次の条件を満たす警備員51人を、別紙1～3に基づき適切に配置（警備統括責任者を除く）すること。ただし、配置については県警との協議の結果により変更する場合がある。

- ①受託者が常用雇用している者で、社会保険に加入していること。
- ②警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動において熟練度の高い者であること。
- ③警備員のうち、警備員指導教育責任者（2号）及び雑踏警備業務検定2級以上の有資格者で、交通誘導・雑踏警備現場における指揮・監督などの経験が豊富で、高度な知識、能力がある者を警備統括責任者として1人配置すること。
- ④警備統括責任者を除き、交通誘導警備業務検定2級以上の有資格者を2人以上、雑踏警備業務検定2級以上の有資格者を5人以上配置すること。
- ⑤公安委員会届出の制服を着用すること。

## 9 業務内容

警備統括責任者の指揮・監督を受け、次の場所において記載する主な業務を、委託者並びに警察の協力関係のもとに遂行すること。

### (1) 会場内（熊本城ホール）

- ①式典参加者等の整理、誘導、監視により各種事故等の発生を防止するとともに、密接及び通路内での滞留が起きないように呼びかけること。
  - ②酒類、動物、のぼり旗及び危険物等の持ち込みの防止
  - ③飲酒、喫煙、危険行為、不正行為等各種事件の防止
  - ④式典終了後、会場内の警備が終了した者は、警備統括責任者の指示でサクラマチクマモト入口正面に移動し、(3)に基づいて雑踏警備を行うこと。
- ※警備員の配置については別紙1「警備配置図・館内」を参照すること。

### (2) サクラマチガーデン（サクラマチクマモト屋上）

- ①式典参加者等の整理、誘導、監視により各種事故等の発生を防止するとともに、密接及び通路内での滞留が起きないように呼びかけること。
  - ②酒類、動物、のぼり旗及び危険物等の持ち込みの防止
  - ③喫煙、危険行為、不正行為等各種事件の防止
  - ④サクラマチガーデンでの警備は11時までを予定している。11時以降は警備統括責任者の指示でサクラマチクマモト入口正面に移動し、(3)に基づいて雑踏警備を行うこと。
- ※警備員の配置については別紙2「警備配置図・サクラマチガーデン」を参照すること。

### (3) 会場周辺（広場等）

- ①式典参加者等の整理、誘導、監視により各種事故等の発生を防止すること。
- ②拡声器を装備した10人は、参加者が通路内で滞留しないよう呼びかけること。
- ③酒類、動物、のぼり旗及び危険物等の持ち込みの防止
- ④飲酒、喫煙、危険行為、不正行為等各種事件の防止

- ⑤サクラマチクマモト入口正面の3か所には、滞留しないよう移動を促す音声が続くよう流れるようにすること。
  - ⑥9時から13時にかけて花畑広場・辛島公園間の道路、熊本城ホール入口前道路を封鎖するための資材の準備及び設置をすること。
  - ⑦式典当日の資機材撤去を行うこと。
- ※警備員の配置は別紙3「警備配置図・会場周辺」を参照すること。

#### (4) 会場周辺道路

- ①混雑・事故防止のため、式典参加者の送迎車両等が路上で駐停車しないよう誘導すること。
  - ②車両と歩行者の接触を防止すること。
  - ③熊本城ホール南側道路に(6)④に基づいて設置したバス専用レーンにバスを誘導すること。
- ※警備員の配置は別紙3「警備配置図・会場周辺」を参照すること。

#### (5) 警備範囲全体

- ①交通の整理、誘導、監視による事故の未然防止及び円滑な交通導線の確保
- ②事故発生時の緊急対応及び緊急連絡先への連絡
- ③急病人及びけが人の応急処置と救急搬送の補助
- ④緊急時及び救急搬送時の道路・通路の確保
- ⑤式典会場及び式典終了後のバス・タクシー乗り場への誘導
- ⑥その他、目的達成に必要な業務

#### (6) 資機材の準備及び設置

- ①くまもと街なか広場(区分1・2)について、歩行者の通路確保のため、別紙4「資機材配置①」を参考にウエイト付カラーコーン及びコーンバーを設置すること。
  - ②辛島公園とくまもと街なか広場(区分1)の間の道路について、縁石での転倒事故防止と点字ブロックの通路確保のため、別紙4「資機材配置①」を参考にウエイト付カラーコーン及びコーンバー、スロープを設置すること。
  - ③別紙4「資機材配置①」に使用する資機材のウエイト付カラーコーン及びコーンバーは、予備を含めて総延長350m分を用意し、別紙4「資機材配置①」に基づいて式典開催の当日に設置を行うこと。ただし、設置場所については変更となる場合がある。
  - ④式典当日は、熊本城ホール南側道路の第一通行帯を9時から13時まで(終了時間は変動あり)封鎖し、一部をバス専用レーンとするため、市が準備した資機材を用いて別紙5「資機材配置②」のとおり、式典当日に資機材を設置し、終了時は撤去すること。
  - ⑤資機材設置及び撤去は、式典当日に配置される警備員が行うこと。
- ※資機材設置の位置については県警との協議の結果により配置等が変更となる場合がある。

### 10 警備統括責任者の業務

警備統括責任者は、配置図及び業務内容を習熟の上、委託者と協議し、次の点に留意しながら業務を行うこと。

- (1) 委託者への助言・補助
- (2) 警備員の配置及び指揮・監督に関すること
- (3) 雑踏密度の確認
- (4) 業務に必要な現場での情報収集、管理及び委託者並びに警察との連絡、報告調整に関すること
- (5) 警備統括責任者は、固定配置せず、熊本城ホール及びくまもと街なか広場内を巡回すること
- (6) その他、式典参加者等の安全確保に関すること

## 1.1 提出書類

受託決定後、受託者は令和7年12月20日までに、次の書類を委託者に提出すること。また、提出後に変更が生じた場合は、ただちに委託者へ連絡すること。なお、提出された書類については、委託者が適正に管理するものとする。

- (1) 公安委員会から認定を受けていることがわかる書面の写し
- (2) 労働災害保険に加入していることがわかる書面の写し
- (3) 賠償責任保険に加入していることがわかる書面の写し
- (4) 氏名、年齢、勤続年数、取得資格等記載の警備員名簿
- (5) 社会保険の加入状況がわかる書面の写し
- (6) 警備員指導教育責任者資格（2号）の資格者証の写し
- (7) 交通誘導警備業務検定2級以上の資格者証の写し
- (8) 雑踏警備業務検定2級以上の資格者証の写し

## 1.2 業務に要する経費の費用分担

この仕様書に基づく警備業務を行うにあたり、必要な警備員の装備、資機材、通信費、交通費等の諸経費は、受託者の負担とする。

## 1.3 式典開催中止に係る特記事項

熊本市がはたちの記念式典の開催中止を決定した場合、速やかに中止決定を公表することとする。開催中止を決定した場合の委託料の支払いについては、以下のように取り扱う。

- (1) 令和7年12月31日までに開催中止を公表した場合  
警備員のキャンセル料は発生しないものとし、実際に要した経費についてのみ支払う。
- (2) 令和8年1月3日までに開催中止を公表した場合  
契約金額の総額の30%の範囲内で受託者と協議して取り決めた金額を支払う。
- (3) 令和8年1月11日までに開催中止を公表した場合  
契約金額の総額の50%の範囲内で受託者と協議して取り決めた金額を支払う。
- (4) 令和8年1月12日までに開催中止を公表した場合  
契約金額の総額の100%の範囲内で受託者と協議して取り決めた金額を支払う。

## 1.4 留意事項

- (1) 受託者は、警察との警備業務事前打ち合わせ（協議1回、現地確認1回、それぞれ1～2時間程度を予定）に1人以上出席すること。
- (2) 受託者は、警備統括責任者と配置する警備員との命令伝達を確実に実行するために必要な台数の無線機（携帯電話を除く）を準備すること。
- (3) (2)の無線機については、警備範囲全体（直線距離で約1.0km）を支障なく通信可能な機器とすること。
- (4) 業務内容について疑義が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、業務に必要と認められる事由が生じた場合は、委託者と十分協議し業務を遂行すること。
- (5) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。